

第22期第34回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和6年11月8日（金）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「中会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）委員会指示の適用除外について（佐賀県水産課）（報告）・・・P1～7
- （2）佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）・・・P8～43
- （3）佐賀県漁業調整規則の一部改正について（諮問）・・・P44～49
- （4）カキに係る試験養殖について（鹿島市支所）（協議）・・・P50～62
- （5）カキに係る試験養殖について（久保田町支所）（報告）・・・P63～66
- （6）その他

3 閉 会

有漁調委第31号
令和6年（2024年）9月30日

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外について（通知）

申請のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

- 1 適用除外する事項 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号、65号
- 2 適用除外する期間 令和6年（2024年）9月30日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 使 用 船 舶

名称	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類	所有者氏名

4 採 捕 従 事 者

名 前	住 所

水 産 第 2 6 0 8 号

令和 6 年(2024 年)9 月 18 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏 様

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 65 号の
適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 62 号および第 65 号の適用除外を受け
たいので申請します。

記

1 適用除外の理由

委員会指示第 62 号により操業が禁止されている海域および第 65 号によりタイラギ
の採捕が禁止される海域において、タイラギの採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査
を実施するため。

2 調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜
水士による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集であ
る。

3 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg 以内）

4 適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

5 調査計画

別添 1「工程表」のとおり

6 採捕の区域

有明海（別添 2 「採捕区域」のとおり）

7 採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添 3 「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

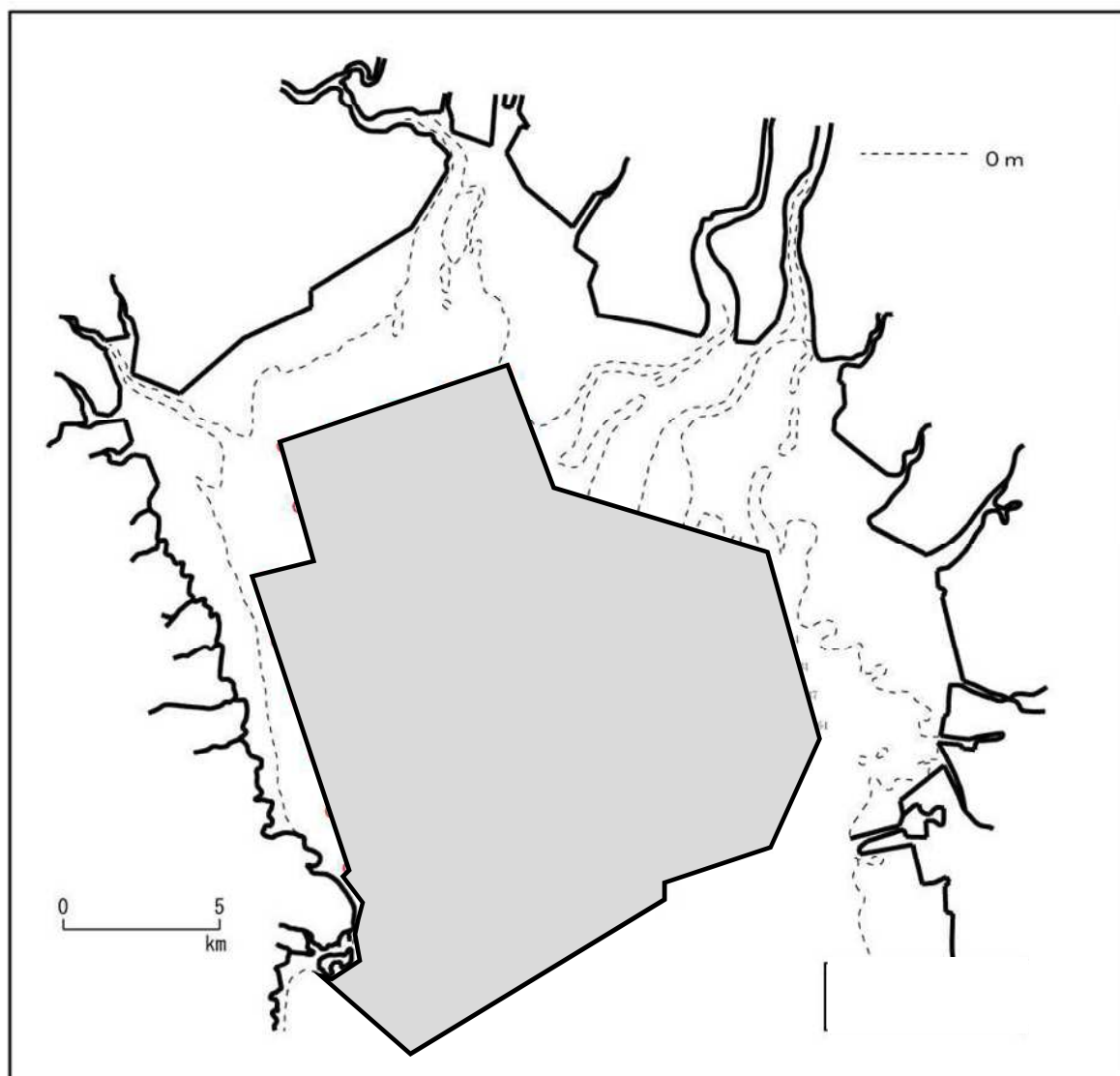
8 その他

佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

表 1 工程表

区分		調査・分析項目	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	200地点	2回						200			200				
	B	底泥採取+（タイラギ生息状況調査）	60地点	1回						60							60地点のうち48地点は200地点調査と重複 重複しない12点についてタイラギ生息状況調査・浮泥厚調査を実施
		Aと重複しない地点タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	（12地点）	1回						（12）							
	I （対照区）	漁場改善効果把握調査（R5施工区）	5地点	2回													
		底泥採取 底質分析 IL、AVS、粒度組成								5				5			
J （対照区）	漁場改善効果把握調査（R6施工区）	タイラギ（殻長、重量など）、浮泥厚	18地点	2回						18				18			
	底泥採取 底質分析 IL、AVS、粒度組成																
取りまとめ																	

区分		概要	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
作業量	調査地点数									235			223				458
	調査日数	5地点/日・隻 10隻/日として								4.70			4.46				9.16
	安全監視船日数									4.70			4.46				9.16
	分析検体数	B調査								60			0				60
	分析検体数	I、J調査								23			23				46



○採捕に従事する者の氏名、船舶及び住所

(別添3)

従事者	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	住所

令和 6 年 9 月 13 日

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

タイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示
適用除外申請への同意について

令和 6 年 9 月 11 日付け水産第 2495 号で依頼のあったタイラギ漁場生息環境調査に係る
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請について同意します。

水産第 3129 号
令和 6 年 (2024 年) 10 月 29 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県資源管理方針の一部変更について（諮問）

標記方針の変更にあたり、漁業法第 14 条第 4 項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださるようお願いいたします。

【添付資料】

1. 佐賀県資源管理方針（本文）案
2. 佐賀県資源管理方針（別紙）案
3. 新旧対照表案

佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当 
電話:0952-25-7145
FAX :0952-25-7274

○佐賀県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第 10 項で準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和●年●月●日

佐賀県知事 山口 祥義

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、生産量 62.9 千トン（令和 4 年）、生産額は 251.9 億円（令和 3 年）である。また、漁業就業者数は、2,965 人（令和 5 年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当

てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進

めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得たうえで、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。

なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するように指導するものとする。

第7 佐賀県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 まだい」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1 ぶり」から「別紙3－17 あわび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。

附則

この方針は、令和2年12月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年1月1日より施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この方針は、令和３年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年４月１日より施行する。

附則

この方針は、令和４年７月１日より施行する。

附則

この方針は、令和５年１月１日より施行する。

附則

この方針は、令和６年２月７日より施行する。

附則

この方針は、令和●年●月●日より施行する。

別紙 1－1

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和 38 年農林水産省令第 5 号第 70 条第 1 号に規定する漁業）、小型まき網漁業（佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 63 号（以下「規則」という。））第 4 条第 1 項第 8 号に規定する漁業）、しき網漁業（規則第 4 条第 1 項第 13 号に規定する漁業）、定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する漁業）、小型定置網漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する網漁具を移動しないように敷設して営む漁業の一種及び規則第 4 条第 1 項第 18 号に規定する漁業）及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－2

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわしを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－3

第 1 特定水産資源
さんま

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を佐賀県さんま漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるさんまを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－4

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

② 水域

②の対象とする漁業が、するめいかを採捕する水域

② 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるするめいかを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を平成22年(2010年)1月1日から平成24年(2012年)12月末日までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分で按分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－6

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置漁業（法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業漁業（定置網を使用するものに限る。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

2 佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から、その日の属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

定置漁業および漁船漁業にそれぞれ概ね半量ずつを配分する。また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の追加配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、松浦海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の総量等の公表に関して、法第31条に定める漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるとを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 1－7

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まさば及びごまさば漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば及びごまさばを採捕する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：許可統数、設置統数）
中型まき網漁業	2 統
小型まき網漁業	4 統
しき網漁業	50 統
定置漁業	2 統
小型定置網漁業	60 統

別紙 1－8

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
佐賀県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業、いわし船曳網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県かたくちいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 1－9

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県うるめいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2 （ 5 ）

に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

佐賀県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいを採捕する水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、しき網漁業、定置漁業、小型定置網漁業及びその他佐賀県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を佐賀県まだい漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 5 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3—1

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—2

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—3

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—4

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—5

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙 3—6

第 1 水産資源

きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域）

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源

評価の精度の向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—7

第1 水産資源

いさき九州北・西海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—8

第1 水産資源

くるまえび玄界灘佐賀海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—9

第1 水産資源

くえ九州北西・山口海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—10

- 第1 水産資源
がぞみ有明海海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業における CPU E を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—11

- 第1 水産資源
あかむつ九州北西海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（22 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙3—12

- 第1 水産資源
このしろ有明海海域
- 第2 資源管理の方向性
資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—13

第 1 水産資源

しばえび有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業における CPUE を直近 5 年間（2018～2022 年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

別紙 3—14

第 1 水産資源

さるぼう佐賀県有明海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（738 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第 4 その他資源管理に関する重要事項

別紙 3—15

第 1 水産資源

うに類佐賀県玄海海域

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（58 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこ

ととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—16

第1 水産資源

さざえ佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

別紙3—17

第1 水産資源

あわび類佐賀県玄海海域

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（11トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

佐賀県資源管理方針（改正後）	佐賀県資源管理方針（改正前）
○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。 令和●●年●●月●●日 佐賀県知事 山口 祥義 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、生産量62.9千トン（令和4年）、生産額は251.9億円（令和3年）である。また、漁業就業者数は、2,965人（令和5年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 本県の責務 本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 まだい」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源	○佐賀県資源管理方針 漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、佐賀県において資源管理を行うための方針を次のように変更したので、同条第10項で準用する同条第6項の規定に基づき公表する。 令和6年2月7日 佐賀県知事 山口 祥義 第1 資源管理に関する基本的な事項 1 漁業の状況 本県の水産業は、生産量66.6千トン（令和3年）、生産額は305.6億円（令和2年）である。また、漁業就業者数は、3,669人（平成30年）であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。 2 本県の責務 本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。 第2～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－9 うるめいわし」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源

資源の資源管理の方向性は「別紙 3－1　ぶり」から「別紙 3－17　あ わび類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。 附則 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 2 月 7 日より施行する。 <u>附則</u> <u>この方針は、令和●年●月●日より施行する。</u>	源の資源管理の方向性は「別紙 3－1　ぶり」から「別紙 3－18　あわび 類佐賀県玄海海域」までに、それぞれ定めるものとする。 附則 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 3 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 4 年 7 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。 附則 この方針は、令和 6 年 2 月 7 日より施行する。
--	---

別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
別紙 3—1	別紙 3—1
第 1 水産資源 ぶり	第 1 水産資源 ぶり
第 2 資源管理の方向性	第 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。	国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第 3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項	第 3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。	佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。
第 4 その他資源管理に関する重要事項	第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。	特になし。
別紙 3—2	別紙 3—2
第 1 水産資源	第 1 水産資源
さわら日本海・東シナ海系群	まだい日本海西部・東シナ海系群
第 2 資源管理の方向性	第 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。	国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。
第 3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項	第 3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項
佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、	佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定の公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、

当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—3 第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—4 第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の	て、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—3 第1 水産資源 さわら日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—4 第1 水産資源 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の
---	--

の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定で、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—5 第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお 国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—6 第1 水産資源 さんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域） 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお	採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—5 第1 水産資源 とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—6 第1 水産資源 けんさきいか日本海・東シナ海系群 第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に回復させる。なお
--	---

資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙 3—7 第 1 水産資源 いさぎ九州北・西海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙 3—7 第 1 水産資源 きんめだい（太平洋系群のうち九州西部海域） 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（34 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。

別紙 3—8 第 1 水産資源 く る ま え び 玄 界 灘 佐 賀 海 域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	別紙 3—8 第 1 水産資源 い さ き 九 州 北 ・ 西 海 域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、ごち網漁業における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（80kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙 3—9 第 1 水産資源 く る ま え び 玄 界 灘 佐 賀 海 域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出した CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該	別紙 3—9 第 1 水産資源 く る ま え び 玄 界 灘 佐 賀 海 域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、小型機船底引き網（えびこぎ網漁業）における CPUE を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（2kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協

協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—10 第1 水産資源 がざみ有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—11 第1 水産資源 あかむつ九州北西海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。	定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—10 第1 水産資源 くえ九州北西・山口海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、全漁業種類から算出したCPUEを直近5年間（2017～2021年）の平均値（13kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—11 第1 水産資源 がざみ有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、固定式刺し網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値程度（16.4kg/隻・回）で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
--	---

第3 漁獲可能な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—12 第1 水産資源 このしろ有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—13 第1 水産資源 このしろ有明海海域	第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—12 第1 水産資源 あかむつ九州北西海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（22トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙3—13 第1 水産資源 このしろ有明海海域
---	---

しばえび有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるCPUEを直近5年間（2018～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるC PUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（200kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
別紙3—14 第1 水産資源 さるばう佐賀県有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	別紙3—14 第1 水産資源 しばえび有明海海域 第2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、投網漁業におけるC PUEを直近5年間（2018年～2022年）の平均値（250kg/隻・回）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項

第4	その他資源管理に関する重要事項	特になし。
別紙3—15		
第1	水産資源 うに類佐賀県玄海海域 資源管理の方向性	第1 水産資源 さるぼう佐賀県有明海海域 資源管理の方向性
第2	資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（738トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。	第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
第4	その他資源管理に関する重要事項 特になし。	第4 その他資源管理に関する重要事項
別紙3—16		
第1	水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 資源管理の方向性	第1 水産資源 うに類佐賀県玄海海域 資源管理の方向性
第2	資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（70トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。	資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間（2017～2021年）の平均値（58トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。
第3	漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し	第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙 3—17 第 1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。	実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙 3—17 第 1 水産資源 さざえ佐賀県玄海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（70 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。 別紙 3—18 第 1 水産資源 あわび類佐賀県玄海海域 第 2 資源管理の方向性 資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 5 年間（2017～2021 年）の平均値（11 トン）程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的
---	--

	な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 佐賀県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124項第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。
--	--

水産第 3304 号
令和 6 年（2024 年）年 11 月 8 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別添案のとおり改正したいので、漁業法第 119 条第 8 項
及び水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定により貴委員会の意見を求めます。
ついては、11 月 15 日（金）までに答申してください。

（担当：農林水産部水産課）

佐賀県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

第1 改正理由

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

3 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第58条及び第59条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

第2 改正内容

1 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第50条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 文言の適正化

規則第 58 条第 1 項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 59 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第 3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

なお、令和●年●月●日に●●県海区漁業調整委員会、令和●年●月●日に●●県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問したところ、異議がない旨の答申を受けた。

以上のことから、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

第 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第 58 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 5 経過措置

第 4 のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

佐賀県規則第 号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第50条 略 第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反した者 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 略 第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。	（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第50条 略 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第36条まで、第37条第1項若しくは第3項、第38条から第41条まで、第42条第1項、第44条第1項若しくは第2項、第45条第1項又は第46条の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第42条第5項又は第45条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第3項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 略 第59条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項、第42条第6項又は第43条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第1項ただし書に係る改正規定の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該懲役の刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県規則第 号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第58条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第59条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第58条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

水産第3261号
令和6年11月6日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



カキの試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
西久保 敏から申請がありました。

ついては、試験養殖処理要綱第4条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課）

試験養殖承認申請書

佐有漁協指第259号

令和6年11月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西 久保 敏

下記の通り試験養殖の承認を受けたいので申請いたします。

記

1. 目的

カキの試験養殖

2. 水産物の名称

カキ

3. 漁場の位置及び区域並びに面積

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 有区第1259号の北東角のカキ礁 | 1000m ² |
| 2. 有区第1261号の706鋼管付近 | 2000m ² |

4. 試験養殖期間

試験養殖承認より1年間

5. 養殖の方法及び規模

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖
2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖

添付書類

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図
- (4) 同意書
- (5) 委託契約書の写し

理 由 書

当支所では、七浦地先の沖合において、通年の延縄式カキ垂下養殖を行っています。しかしながら、台風や大潮等の強い潮流による養殖施設の破損、夏季における大量の付着物によるカキのへい死や養殖施設管理の作業量増大など、養殖管理において大きな課題を有しております。

このような課題を改善するため、干潟に養殖施設を設置し養殖カゴを垂下する干潟養殖と、支柱式垂下養殖を実施し、カキの成長生残や作業効率等の検証を行いたいと考えております。

干潟養殖については、新技術が海外から導入され、他県でも成功事例が報告されています。支柱式垂下養殖については、ノリ養殖資材の流用が可能であり作業効率の向上が見込まれます。また、ノリ養殖に対しても二枚貝は赤潮の原因となる植物プランクトンを摂餌するため、一定の赤潮抑制効果が期待され、ノリ生産の安定化にもつながると考えられます。特にカキは、二枚貝のなかでもプランクトン濾過能力が高いうえ、商品価値も高く養殖対象種として非常に有望と考えております。

カキ養殖方法の検証により安定生産ができれば、赤潮抑制効果が期待されるとともに、カキ販売による漁家収入の向上、安定化にもつながると考えておりますので、今年度の試験養殖についてご承認をお願い致したいと存じます。

令和6年10月31日

佐賀県鹿島市浜町1707番地

佐賀県有明海漁協 鹿島市支所

支所運営委員長 中 島 龍

■ 令和6年度 カキの試験養殖計画

5.収支計画

1) 支出の部

費目	金額
支柱（コンポーズ） 40本	既所持物
養殖施設用ロープ 200m	既所持物
垂下かご 100個	既所持物
フロート 50個	50,000円
カキ種苗代	30,000円

2) 収入の部

費目	金額
カキ販売	700,000円

6.種苗の供給元および供給量(予定)

- ・地元産カキ:1000個程度
- ・民間種苗会社のカキ:3000個程度

7.出荷先予定

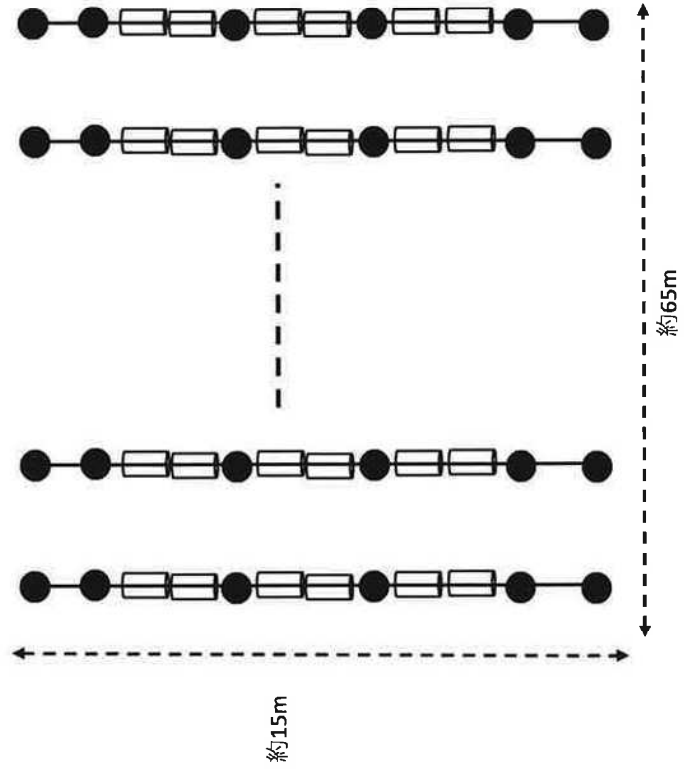
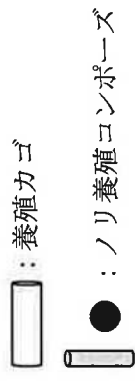
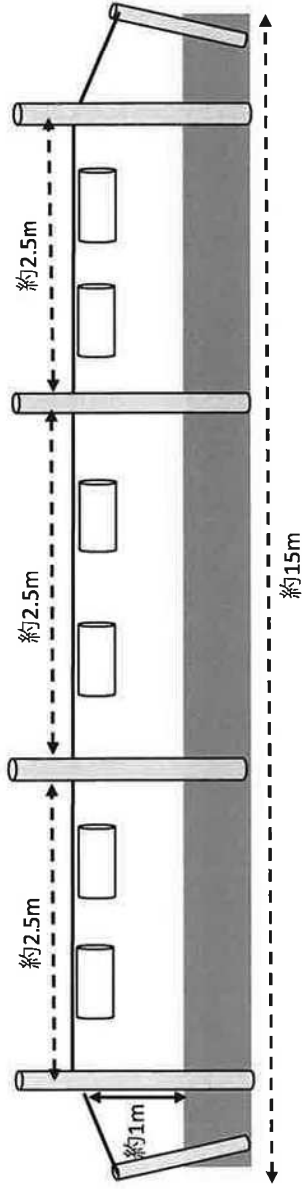
直売所、個人売り、市場出荷

6.そ の 他

緊急時の措置

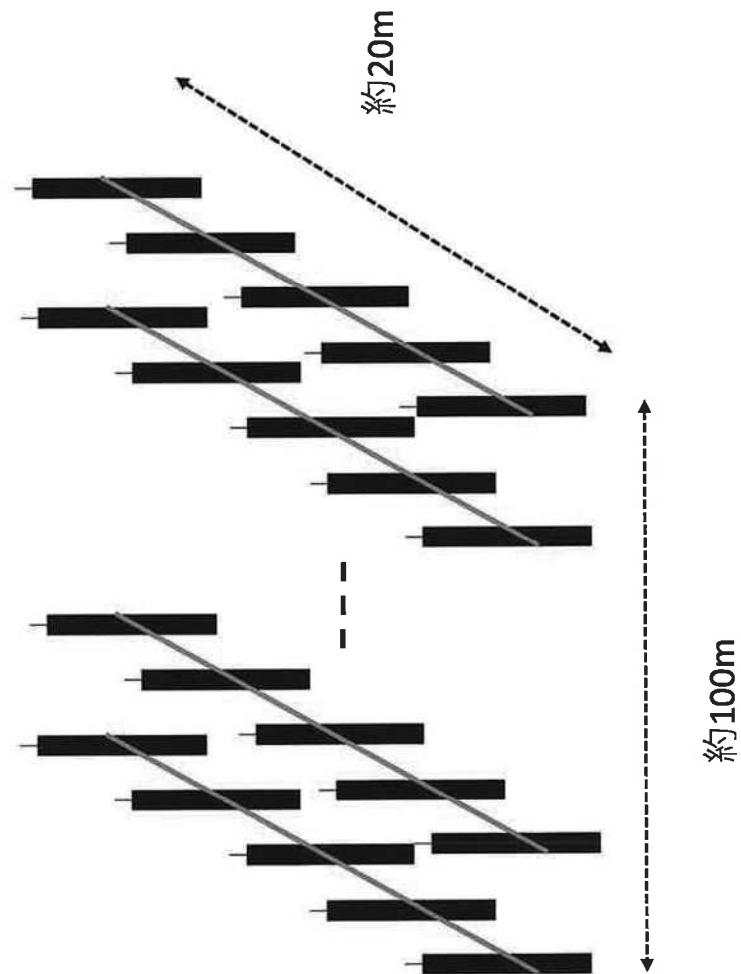
- ・ 台風等の接近により災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強・撤去等の措置を速やかに対処する事とする。
又、本施設に起因する被害が発生した場合は、当支所が責任を持って対処する事とする。

1. 養殖カゴを用いた干潟養殖の養殖施設詳細図

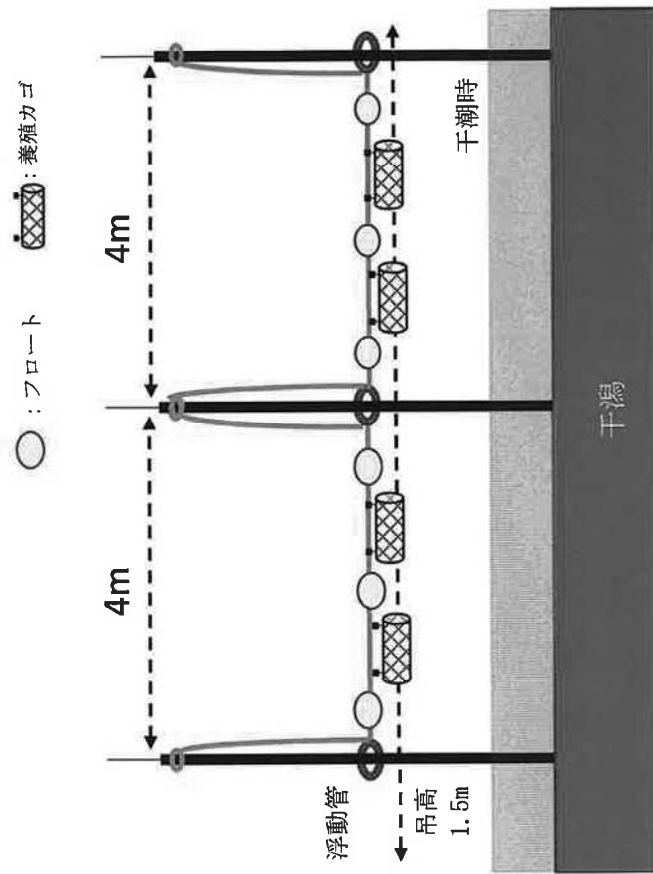


2. 養殖カゴを用いた支柱式垂下養殖の養殖施設詳細図

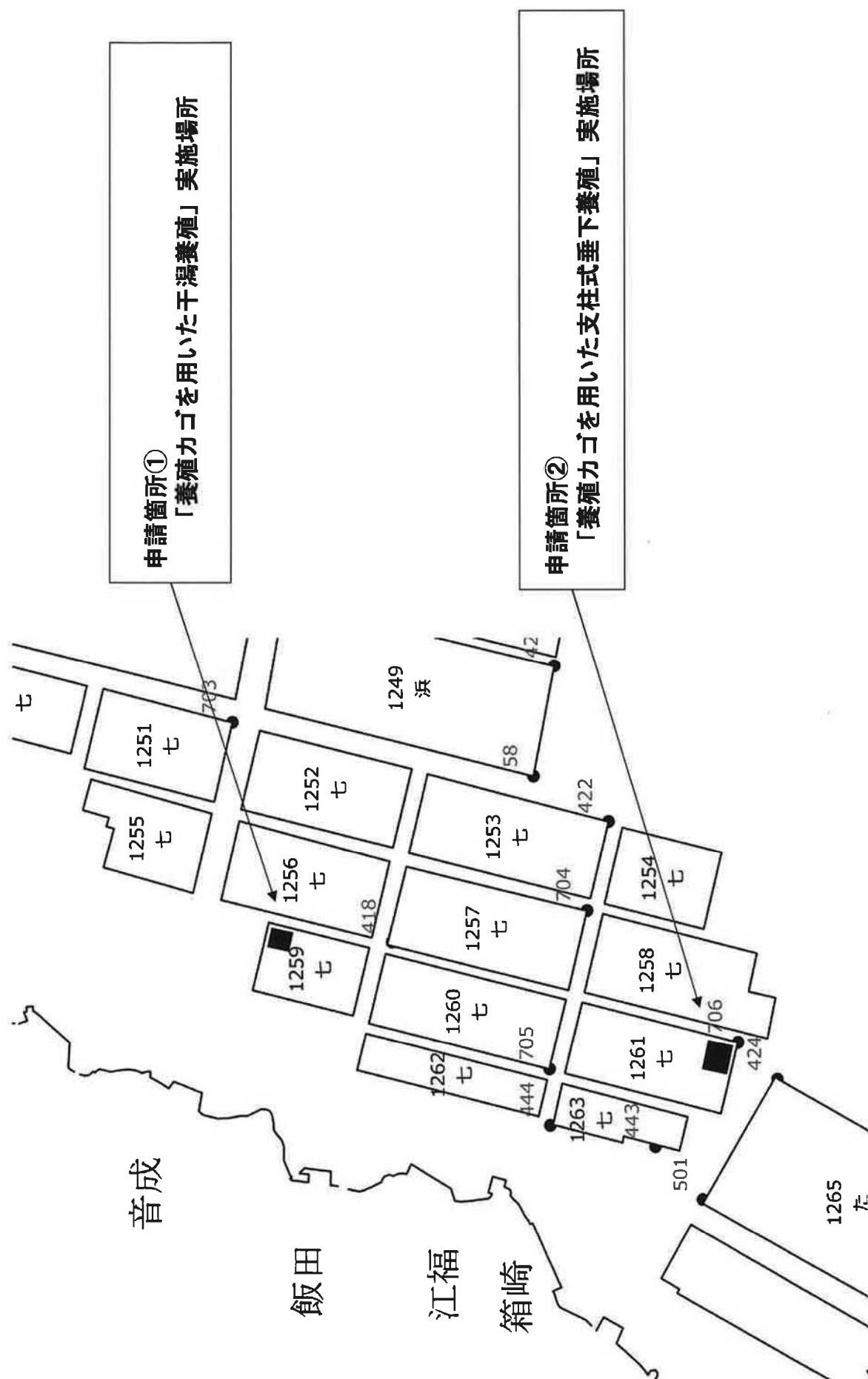
平面図



側面図



試験養殖漁場位置図



同 意 書

令和6年10月31日付佐有漁協鹿第21号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 6年 11月 / 日

住 所 杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 新有明支所

支所運営委員長 久野健児郎



同 意 書

令和6年10月31日付佐有漁協鹿第21号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 6年 // 月 / 日

住 所 杵島郡白石町大字新明2813番地

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 白石支所

支所運営委員長 川崎保弘



同 意 書

令和6年10月31日付佐有漁協鹿第21号によるカキ試験養殖については、異議なく同意いたします。

令和 6年 / 月 / 日

住 所 藤津郡太良町大字糸岐1558番地11

氏 名 佐賀県有明海漁業協同組合 たら支所

支所運営委員長 惠崎俊幸



令和6年度カキ試験養殖業務委託契約書

令和6年度試験養殖の委託について、佐賀県有明水産振興センター(以下「甲」という。)と佐賀県有明海漁業協同組合(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、カキ試験養殖業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、業務委託を誠実に履行しなければならない。

(委託業務の内容)

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

(状況報告)

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

(委託期間)

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和7年10月31日までとする。

(費用負担)

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

(成果)

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更をおこなうことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

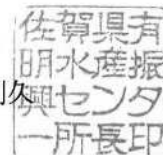
第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 11月 1日

甲 小城市芦刈町永田 2753-2

佐賀県有明水産振興センター

所長 中島 則久



乙 佐賀市西与賀町大字厘外 821番地 4

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏



佐有漁協指第 177 号
令和 6 年 8 月 6 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏
＜ 公 印 省 略 ＞

試験養殖実績報告書

令和 5 年 10 月 2 日付け試養第 231003 号で承認を受けたカキ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別 紙 令和 5 年度久保田町支所青年部カキ垂下養殖試験 報告書

令和5年 久保田町支所青年部カキ垂下養殖試験 報告書

①垂下養殖方法、内容

- ・養殖施設は、昨年同様海苔養殖用のロープ、コンポーズ、浮玉、提灯かごを使用した。（別紙詳細図参照）
- ・10月上旬に有明海有区1163号より天然のカキを採取、選別を行った。
- ・10月中旬から下旬にかけ、提灯かご50ケースに約400キロのカキを垂下した。
- ・10月から約2ヶ月間カキを垂下で養殖し、12月から数回に分けて地元直売所（みらん館）、個人事業者の方へ販売を行った。

②垂下養殖結果

- ・垂下養殖したカキの身入りの調査を行った結果、採取した天然カキと比較して約1ヶ月後には約114%～120%、約2ヶ月後には120%～124%の向上ができた。
- ・今年度も販売前に青年部10名で試食を行ったが、天然カキよりエグみが少なく、甘みが増し、販売においても自信を持って行えるカキになった。
- ・垂下養殖中、荒天により養殖施設の垂下ロープが切れて牡蠣が一部流出した。
- ・今年度は昨年の経験をもとに海上作業等での作業効率を上げ昨年比+100キロの垂下を行った。

③販売結果

- ・販売先は直売所「みらん館」、個人事業者へ販売を行った。
- ・販売重量は260 k g で、販売金額約23万円（税込）であった。
- ・昨年に続き消費者の方より高評価をいただいた。

	12月	1月	2月
販売数（kg）	120	90	50
販売金額（百円）	1,043	864	480

④試験養殖を行っての課題、考察

- ・荒天時に養殖かごの流出等があったが、ロープの結び方等の改善を行った為昨年より流出量は減少した。
- ・計画を立てた試験養殖規模は、達成できなかったが、区画漁業権の申請を行うことができたので今後も垂下養殖を行い、新たな収入源としての活動を積極的に行う。
- ・海苔養殖との両立はやはり難しい部分があるが、可能な養殖規模の確立、又海上での作業効率の向上を目指して今後も継続的に行っていききたい。

・有区1163号より天然カキ採取



・垂下養殖施設設置



・垂下前のカキ



・垂下中のカキ



・垂下養殖カキ 比較図



↑ 垂下前

↑ 垂下約1ヶ月後

↑ 垂下約1ヶ月後

カギ養殖施設詳細図 ①

